

「日本民間放送連盟 放送基準」の改正について（概要）

民放連は、おおむね5年ごとに「日本民間放送連盟 放送基準」の見直しを行っている。前回、見直しを行った2014年以降の社会の変化、特に人権意識の一層の高まりや、価値観の多様化に対応することなどを目的とし、2019年度から3年にわたり、見直しの検討を進め、5月26日開催の理事会で「日本民間放送連盟 放送基準」の改正を決定した。

今回の改正は、現行152条文のうち45条文を改正し、「2023年4月1日^{*}」から施行する。

※ 民放連会員社の多くは「日本民間放送連盟 放送基準」を自社の「番組基準」に準用している。このため、改正後の条文を引き続き準用する社は、放送法第6条第3項の規定に基づき、放送番組審議会に番組基準改正を諮問する必要がある。これらの手続きに要する期間や、各社内での周知期間などを考慮し、施行日を2023年4月1日とした。

主な改正内容は以下のとおり。

1. 差別・人権問題への一層の注意喚起

昨今の差別的表現で問題となった事例を踏まえ、番組で「民族」を取り扱う場合や、多様化する「性」を十分意識できるよう条文を改正。また、放送において差別を助長することや、人権侵害があってはならないとの趣旨をより明確化するため、「差別的な取り扱いをしない」に改める。

現行条文	改正条文
(5)人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。	(5)人種・ <u>民族</u> 、 <u>性</u> 、職業、境遇、信条などによって、 <u>差別的な取り扱いをしない</u> 。

2. 児童・青少年への配慮の拡充

児童向け番組において、「児童の心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現」を避けることを条文で明確にするとともに、青少年が惹かれやすいタトゥー、ボディーパーチアスなど「社会的に賛否のある事柄」を取り上げる場合にも表現上、青少年への影響を考慮するよう改正する。

現行条文	改正条文
(16)児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。	(16)児童向け番組は、社会通念に <u>照らし</u> 、児童の <u>心身の健全な成長にふさわしくない言葉や表現は避けなければならない</u> 。
(19)武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。	(19)武力・ <u>暴力や社会的に賛否のある事柄</u> を表現する時は、 <u>特に</u> 青少年に対する影響を考慮しなければならない。

3. 「価値観の多様化」を踏まえた表現上の配慮

家庭生活や結婚制度に対する社会の価値観の多様化を踏まえ、条文を改正する。また、「性」の多様化にあわせて、性に関する表現については取り上げられる側にも配慮するよう改める。広告表現においてもこうした趣旨に基づき条文を改正する。

現行条文	改正条文
(23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。 (24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。	(23) 家庭生活については、これを尊重するとともに、多様な価値観を踏まえ一面的な取り上げ方にならないよう注意する。【現行の(23)と(24)を統合】
(73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。	(72) 性に関する表現は、過度な興味本位に陥ったり、露骨になり過ぎたりしないよう、取り扱いに注意する。
(111) 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として不適当なものは取り扱いに注意する。	(110) 衛生用品などの広告は、その商品特性に応じて、広告表現に留意する。

4. 報道に関する規定の明確化

ニュース番組に限らず、あらゆる報道活動（事実に依拠する番組）に「事実に基づき、公正でなければならない」という原則が適用されることを明確化するため、条文を改正する。第32条の改正にあわせ、同条解説文で、第6章「報道の責任」の各条文が「事実に依拠する番組」に適用される旨を追加する。

現行条文	改正条文
(32) ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない。	(31) 報道活動は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づき、公正でなければならない。

5. 宗教に関する規定の整備

信教の自由には「信じない自由」も含まれていることを明確化するため、宗教番組や宗教CMにおいて、信仰の強要につながるような表現は取り扱わない旨を追加する。

現行条文	改正条文
(39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。	(38) 信教の自由を尊重し、他宗・他派を誹謗中傷したり、信仰の強要につながったりするような表現は取り扱わない。

6. 「自殺」を取り上げる際の配慮

自殺の誘引を避けるための配慮について、▽第1条「人命を軽視するような取り扱いはしない」の解説文に「自殺を取り上げる場合は、視聴者に対する影響を考慮し、報道であってもフィクションであっても慎重に取り扱う」旨の総論を、▽第35条「事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない」の解説文に

「自殺について報道する場合は、他の自殺を誘発する危険性が指摘されていることを常に意識し、注意を払う必要がある。自殺を防ぐための支援策や相談先を示すことも有効な方策のひとつであると考えられる。特に、著名人の場合は視聴者への影響が大きいため、より一層取り上げ方に留意する」旨、自殺報道における配慮を盛り込む。あわせて、第48条の条文でドラマなどのフィクション全般であっても慎重に取り扱う、との趣旨を明確化する。

現行条文	改正条文
(49) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。	(48) <u>自殺・心中は、たとえフィクションであっても取り扱いを慎重にする。</u>

7. その他の表現上の配慮

第8章「表現上の配慮」では、▽方言だけでなく、各地域の文化や風習も含めて注意する、▽従来の「障害」に加え、「病気」に触れる場合もそれに悩む人々の感情に配慮する、▽健康情報に関して、結果として適切な医療措置の機会を逃さないよう十分配慮する――などの条文改正を行う。

第10章「犯罪表現」では、薬物使用の問題が後を絶たないことから、麻薬や覚醒剤などの薬物を使用する場面について、「控え目にし、魅力的に取り扱わない」からさらに踏み込み、「慎重に取り扱う」ことに条文を改正する。

第11章「性に関する表現」では、性犯罪や性暴力、性的倒錯を表現する場合について、被害者への配慮の視点を条文に追加する。

現行条文	改正条文
(45) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。	(44) <u>地域の文化や風習、言葉を尊重し、それを日常としている人々に不快感を与えないように注意する。</u>
(56) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。	(55) <u>障害や病気に触れる時は、同じ障害や病気に悩む人々の感情に配慮しなければならない。</u>
(57) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。	(56) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・ <u>混乱・楽観などを与えないよう注意するとともに、適切な医療を受ける機会が失われることのないよう十分に配慮する。</u>
(69) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。	(68) 麻薬や覚醒剤などの <u>薬物</u> を使用する場面は、 <u>視聴者に与える影響を十分に考慮し、慎重に取り扱う。</u>
(76) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。	(74) <u>性犯罪や性暴力、性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。また、被害者の心情に配慮する。</u>

以上